

<一般委託>

廃プラスチック等産業廃棄物処理委託(収集・運搬)仕様書

廃プラスチック等産業廃棄物処理委託(収集・運搬)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市健康安全科学センターから排出される産業廃棄物を適正に処理する。																																				
2	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで																																				
3	施行場所	横須賀市健康安全科学センター																																				
4	業務内容	<p>下記に記載する産業廃棄物を指定した処分施設へ搬入する。搬入後は電子マニフェストの処理を行う。 搬出は原則として週1回とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">産業廃棄物</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>予定数量</th> <th>単位</th> <th>処分施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滅菌済シャーレ・試験管等65Lポリ容器</td> <td>115</td> <td>個</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック等2t(4m³)コンテナ</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特別管理産業廃棄物</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>予定数量</th> <th>単位</th> <th>処分施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染性廃棄物20Lポリ容器</td> <td>158</td> <td>個</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>感染性廃棄物廃液20Lポリタンク</td> <td>13</td> <td>個</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>廃酸(有害)亜セレン酸廃液</td> <td>15</td> <td>L</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>処分施設 1 横須賀市内川2-2-10 (株)アール・アール・シー リサイクルセンター 2 横須賀市内川2-5-50 (株)リフレックス 本社リサイクルセンター</p>	産業廃棄物				品名	予定数量	単位	処分施設	滅菌済シャーレ・試験管等65Lポリ容器	115	個	1	廃プラスチック等2t(4m ³)コンテナ	2	台	1	特別管理産業廃棄物				品名	予定数量	単位	処分施設	感染性廃棄物20Lポリ容器	158	個	1	感染性廃棄物廃液20Lポリタンク	13	個	1	廃酸(有害)亜セレン酸廃液	15	L	2
産業廃棄物																																						
品名	予定数量	単位	処分施設																																			
滅菌済シャーレ・試験管等65Lポリ容器	115	個	1																																			
廃プラスチック等2t(4m ³)コンテナ	2	台	1																																			
特別管理産業廃棄物																																						
品名	予定数量	単位	処分施設																																			
感染性廃棄物20Lポリ容器	158	個	1																																			
感染性廃棄物廃液20Lポリタンク	13	個	1																																			
廃酸(有害)亜セレン酸廃液	15	L	2																																			
5	特記事項	積替え又は保管は行わないこと。																																				
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律																																				
7	資格要件	本業務履行については、別紙に記載する産業廃棄物について下記の資格を有すること。 (1) 神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) (2) 神奈川県または横須賀市の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(特定有害廃酸))																																				
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(円/個、円/L、円/台)																																				
9	支払方法	本件は3か月ごとに、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。																																				
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。																																				
11	連絡先	横須賀市健康安全科学センター 微生物・臨床検査係 古川 電話:046-822-4057																																				

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書

(税抜き)

No.	種類		単位	予 定 数 量	上 限 単 価 (円)	契 約 単 価 (円)
1	特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物20Lポリ容器	個	158	2,500	
2		感染性廃棄物廃液 20Lポリタンク	個	13	3,000	
3		廃酸(有害)亜セレン酸)廃液	L	15	1,000	
4	産業廃棄物	滅菌済シャーレ・試験管等65Lポリ容器	個	115	2,500	
5		廃プラスチック等2t(4m ³)コンテナ	台	2	30,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

廃プラスチック等産業廃棄物処理委託（収集・運搬）特記仕様書

排出事業者： 横須賀市（以下「甲」という。）と、収集運搬業者：受託者（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり定める。

第1条（目的）

乙は、甲から排出される特別産業廃棄物及び産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）その他関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

第2条（収集・運搬委託内容）

1（収集・運搬の事業範囲）

乙は、事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。尚、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

2（排出事業場及び排出場所）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の排出事業場及び排出場所は、次のとおりとする。

排出事業場：横須賀市健康安全科学センター

排出場所：神奈川県横須賀市日の出町2-14

3（委託する産業廃棄物の種類、予定数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量は次のとおりとする。

種 類			予定数量
特別管理 産業廃棄物	感染性廃棄物 20 L ポリ容器	収集・運搬	158個
	感染性廃棄物廃液 20 Lポリタンク	収集・運搬	13個
	廃酸（有害）亜セレン 酸）廃液	収集・運搬	15 L
産業廃棄物	滅菌済シャーレ・試験 管等 65 Lポリ容器	収集・運搬	115個
	廃プラスチック等 2 t（4m ³ ）コンテナ	収集・運搬	2台

*予定数量は参考値であり、この数量を保証するものではない。

4 (搬入先)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次の処分場に搬入する。

(1) 廃酸 (有害) 亜セレン酸) 廃液

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) : 株式会社リフレックス 代表取締役 本田 雅昭

住 所 : 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

(2) (1) 以外の特別管理廃棄物および産業廃棄物

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) : 株式会社アール・アール・シー 代表取締役 本田 雅昭

住 所 : 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

5 (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

6 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を再委託できない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令で定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 (マニフェスト)

甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織 (以下「電子マニフェストシステム」という。) を利用するものとする。

第3条 (義務と責任)

1 (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報を予め乙に提供する。また、この内容以外にも乙の要求に応じて、適切処理に必要な情報を乙に提供する。

産業廃棄物の発生工程	検査行為等により発生
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状・液体状、ポリ容器、バラ
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	特になし
混合等により生ずる支障	特になし
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項	特になし
石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項	特になし

その他取扱いの注意事項	運搬の際、飛散しないように十分注意する。
-------------	----------------------

- (2) 甲は、委託する産業廃棄物の処理に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。
- (3) 乙は、電子マニフェストシステムに登録されている情報に虚偽の情報が含まれている場合は、甲に電子マニフェストシステムに登録されている情報の修正を求めることができる。
- (4) 甲は、委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る第1号の情報に変更があった場合は、書面等にて通知しなければならない。

2 (甲乙の責任の範囲)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分施設における荷下ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

3 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託業務が終了後、速やかに電子マニフェストシステムにその旨を登録するものとする。また、乙は業務終了報告書を提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票及びE票で代えることができる。

第4条 (契約の解除)

- 1 甲・乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定により、この契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理したあとでなければ、この契約は解除できない。

第5条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲・乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。